

母子父子寡婦福祉資金のご案内

～連帯保証人になることを検討されている方へ～

1 母子父子寡婦福祉資金とは

- ひとり親家庭の経済的自立や子どもの福祉の増進を目的に相模原市が実施する貸付制度です。
- 資金は貸付を受けた方からの返済金で成り立っています。

2 資金を利用できる方（下記のすべての項目に該当していることが必要です）

- (1) 65歳未満で、市内に居住していること
- (2) ひとり親家庭又はそれに準ずる家庭であること
- (3) 返済の意思および能力があること
- (4) 各資金の諸条件を満たしていること

※ご家庭の状況によっては利用できない場合があります。

3 連帯保証人の要件（下記のすべての項目に該当していることが必要です）

- (1) 65歳未満で、市内に1年以上居住していること（3親等内の親族は市外居住も可 ※海外不可）
- (2) 定職に就き、一定以上の収入のある生計の主体者であること（非課税、被扶養者は不可）
- (3) 返済の意思および貸付金の返済に応じる資力があること
- (4) 原則、負債がないこと（住宅ローン等の担保資産がある場合を除く）
- (5) 過去に債務整理を行っていないこと、また、今後行う予定がないこと
- (6) 借受者と同一世帯に居住していないこと、生計が同一でないこと

※60歳以上の場合は、次のいずれかを満たしていることが望ましいです。
（複数の貸付金の連帯保証人となる場合は、合計額でお考えください。）

- ① 総貸付額の10%を一時に償還できる資産（預金）を有していること
- ② 1回あたりの返済額が、月収の10%以下であること
- ③ 1回あたりの返済額が、老齢年金受給時の月収見込額の10%以下であること

4 連帯保証人の役割

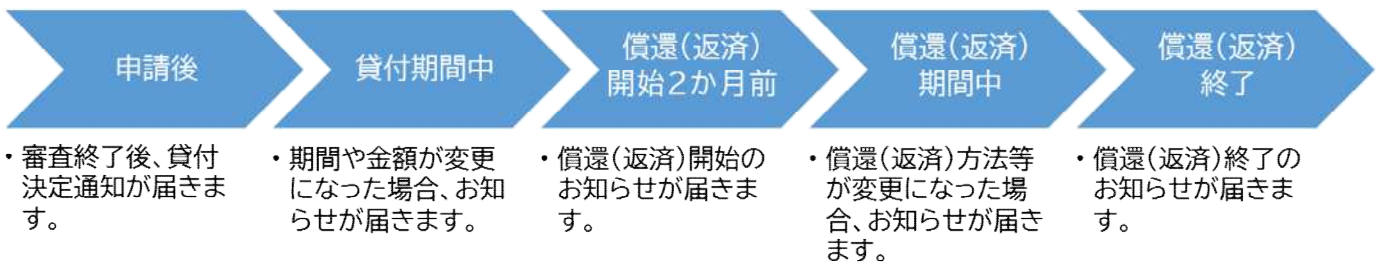
- (1) 連帯保証人には、借受者または連帯債務者と**同等の返済義務**があります。通常は借受者または連帯債務者が貸付金の返済を行いますが、何らかの理由で貸付金を返済できなくなった場合には、代わりにその全額を返済していただきます。
- (2) 保証債務の範囲は違約金（納付期限を過ぎた期間について年3%）を含みます。

- (3) 資金の種類によって、貸付けから返済終了まで10~20年ほどかかる場合があります。全ての期間において債務を保証していただくこととなり、返済終了までその義務を外れることはできません。なお、滞納額がない場合に限り、連帯保証人の変更手続きは可能です。
- (4) 万が一、連帯保証人が亡くなった時には、債務も相続の対象となります。

5 申請にあたって

- (1) 貸付申請書と借用証書にご自身でご記入いただき、実印を押印していただきます。
- (2) 申請時の添付書類として印鑑登録証明書（申請日から3か月以内発行のもの）をご提出ください。ご状況によって、所得証明書等の書類が必要な場合があります。
- (3) 面接もしくは電話で、債務を保証することについての意思確認をさせていただきます。

6 貸付けから返済終了までの流れ



- ・借受者や連帯債務者から期限までに納入がない場合は、連帯保証人にも、電話や文書等でお知らせします。その後、継続して納入がない場合は、連帯保証人に請求します。
- ・著しく返済を怠っている場合は、借受者・連帯債務者・連帯保証人を対象に、支払命令等の法的措置をとることがあります。

7 お問い合わせ窓口

お住まいの区の『こども家庭相談員』へ ※来所の際は事前に電話で予約をお取りください。

受付時間 月~金(土・日・祝日はお休み) 午前9:00~午後5:00

○緑子育て支援センター TEL 042-775-8815

〒252-0143 相模原市緑区西橋本5-3-21(緑区合同庁舎3階)

※津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。

希望される方は、事前に緑子育て支援センターまでお問い合わせください。

○中央子育て支援センター TEL 042-769-9221

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1(ウェルネスさがみはら1階)

○南子育て支援センター TEL 042-701-7700

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1(南保健福祉センター3階)